

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成15年7月24日

自動車交通局 殿

照会者名 有限会社エス・ディ・エス総合研究所 森下 隆
住所 広島県広島市中区光南二丁目18番6号

下記について、照会します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第二条2項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

産業廃棄物の収集運搬業（積み替え保管を含む）を現有の車両1台を用いて有償で運搬致します。ただし、中間処理施設及び最終処分施設はありません。

当社は他の事業で収益を得ておりますが、リサイクル法等の関係で、当社請負事業で発生する産業廃棄物を元請けの指示により、元請け指示場所に運搬を行うために廃棄物収集運搬業の許可を取得予定ですが、元請けの需要で、収集運搬費用を徴収して、有償で自社車両を用いて運搬予定ですが、廃棄物収集運搬業のみでの事業展開でなく、廃棄物の適正処理を行うために廃掃法の収集運搬業を行いますので、当面1両で事業を行う予定です。

貨物自動車運送事業法法令（条項）に基づく不利益処分の適用の可能性はあるかどうか？
貨物自動車運送事業法法令（条項）に基づく許認可等を受ける必要があるかどうか（許認可等を受けない場合、罰則の対象があるかどうか）？

貨物自動車運送事業法法令（条項）に基づく届出・登録・確認等を受ける必要があるかどうか（届出・登録・確認等を受けない場合、罰則の対象があるかどうか）？

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

廃掃法の許可を取得して、廃棄物のみを収集運搬業する予定で、貨物の運送は行わないので、貨物自動車運送事業ではないと考えています。

当社としては、廃棄物の適正処理が目的ですので、貨物自動車運送事業としての事業展開及び収益確保を考えていません。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

5. 連絡先

広島市中区光南二丁目18番6号

有限会社エス・ディ・エス総合研究所 代表取締役森下 隆
電話 082-243-1306 FAX082-504-6220